

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2023年10月16日

【四半期会計期間】 第33期第2四半期(自 2023年6月1日 至 2023年8月31日)

【会社名】 株式会社マーキュリーリアルテックイノベーター

【英訳名】 MERCURY REALTECH INNOVATOR Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 陣 隆浩

【本店の所在の場所】 東京都新宿区西新宿二丁目6番1号

【電話番号】 03 - 5339 - 0950 (代表)

【事務連絡者氏名】 取締役コーポレート本部長 河村 隆博

【最寄りの連絡場所】 東京都新宿区西新宿二丁目6番1号

【電話番号】 03 - 5339 - 0950 (代表)

【事務連絡者氏名】 取締役コーポレート本部長 河村 隆博

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次		第32期 第2四半期 累計期間	第33期 第2四半期 累計期間	第32期
会計期間		自 2022年3月1日 至 2022年8月31日	自 2023年3月1日 至 2023年8月31日	自 2022年3月1日 至 2023年2月28日
売上高	(千円)	704,691	725,428	1,414,567
経常利益	(千円)	68,162	24,888	141,270
四半期(当期)純利益	(千円)	44,052	17,498	92,368
持分法を適用した場合の投資利益	(千円)	-	-	-
資本金	(千円)	241,107	243,132	243,132
発行済株式総数	(株)	2,735,000	2,744,000	2,744,000
純資産額	(千円)	695,619	730,597	709,319
総資産額	(千円)	933,054	930,301	968,498
1株当たり四半期(当期)純利益	(円)	16.24	6.61	34.26
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益	(円)	15.56	6.51	33.05
1株当たり配当額	(円)	-	-	-
自己資本比率	(%)	74.37	78.42	73.24
営業活動による キャッシュ・フロー	(千円)	27,932	23,187	107,638
投資活動による キャッシュ・フロー	(千円)	55,060	16,208	122,815
財務活動による キャッシュ・フロー	(千円)	108,963	54,871	136,479
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高	(千円)	495,286	431,829	479,721

回次		第32期 第2四半期 会計期間	第33期 第2四半期 会計期間
会計期間		自 2022年6月1日 至 2022年8月31日	自 2023年6月1日 至 2023年8月31日
1株当たり四半期純利益	(円)	5.22	3.36

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成していないため、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移について記載していません。

2. 持分法を適用した場合の投資利益につきましては、当社は関連会社を有していないため記載していません。

2 【事業の内容】

当第2四半期累計期間において、当社において営まれている事業の内容について、重要な変更はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第2四半期累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があるとして認識しているリスクの発生または前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更はありません。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において当社が判断したものであります。

(1) 財政状態及び経営成績の状況

当第2四半期累計期間（2023年3月1日～2023年8月31日）における我が国の景気動向は、新型コロナウイルス感染症に伴う行動制限の緩和により経済活動の正常化が進んでおり、景気は緩やかに回復しています。

当社の顧客が属する不動産業界におきましては、住宅建設はおおむね横ばいとなっておりますが、当社が事業展開している三大都市圏においては、資材価格等の高騰に伴い新築マンションの平均価格が年々上昇を続けており、新築マンション業界は底堅い推移となっております。

このような事業環境の下、不動産マーケティングプラットフォームを提供している当社はサービスの拡大を推進しております。

当社の主力事業であるプラットフォーム事業においては、新築マンション事業者向けの市場調査・分析システム「サマリシリーズ」の利用アカウント増加に向けた機能強化等を推進しております。また、昨年リリースした不動産マーケットのトレンド調査・分析システム「マクロサマリ」や従量課金コンテンツの拡充や周知活動を進め、売上高の増加を図っております。

デジタルマーケティング事業においては、顧客からの要望に応えてSNS広告の取扱いを拡充するとともに、新たなWeb広告媒体の活用によるサービスの立ち上げにも注力してまいりました。

一方、費用面においては、プラットフォーム事業におけるサービス開発を行うためにエンジニアの人件費及び採用費用が増加したことに加え、ソフトウェア償却が増加したこと等により売上原価が前年同期比で17.3%増加いたしました。

この結果、当第2四半期累計期間の売上高は725,428千円（前年同期比2.9%増）、営業利益は24,975千円（同62.5%減）、経常利益は24,888千円（同63.5%減）及び四半期純利益は17,498千円（同60.3%減）となりました。

なお、当社は不動産マーケティングソリューション事業の単一セグメントのため、セグメント別の記載は省略しております。

(2) 財政状態の状況

（資産）

当第2四半期会計期間末における流動資産は668,010千円となり、前事業年度末に比べ27,084千円減少しました。これは主に、法人税等の納税及び借入金の返済により現金及び預金が47,892千円減少した一方で、売上高の伸長に伴い売掛金が17,736千円増加したこと等によるものであります。

固定資産は262,290千円となり、前事業年度末に比べ11,112千円減少しました。有形固定資産は1,627千円増加しておりますが、これは主に東海支社のリフォームに伴うものであります。無形固定資産は7,666千円減少しておりますが、これはソフトウェアが23,350千円増加した一方で、ソフトウェアの完成による勘定振替及び資産グループの変更に伴う減損損失9,993千円の計上によりソフトウェア仮勘定が31,016千円減少したことによるものであります。投資その他の資産は5,073千円減少しておりますが、これは主に保有株式の一部売却に伴い投資有価証券が4,178千円減少したことによるものであります。

この結果、総資産は930,301千円となり、前事業年度末に比べ38,196千円減少しました。

（負債）

当第2四半期会計期間末における流動負債は199,704千円となり、前事業年度末に比べ44,175千円減少しました。これは主に、返済により借入金が42,000千円減少したことによるものであります。

固定負債は前事業年度末に比べ15,298千円減少し零となっております。これは主に、返済により長期借入金が15,000千円減少したことによるものであります。

（純資産）

当第2四半期会計期間末における純資産は730,597千円となり、前事業年度末に比べ21,277千円増加いたしました。

た。これは主に、四半期純利益の計上により利益剰余金が17,498千円増加したことによるものであります。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期累計期間における現金及び現金同等物(以下「資金」という。)は、前事業年度末に比べ47,892千円減少し、431,829千円となりました。

各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果獲得した資金は23,187千円となりました。これは主に、税引前四半期純利益が31,672千円及び減価償却費が40,848千円あった一方で、法人税等の支払に42,364千円を使用したことによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は16,208千円となりました。これは主に、有価証券の売却により21,004千円の資金を獲得した一方で、無形固定資産の取得により37,274千円を使用したことによるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果使用した資金は54,871千円となりました。これは主に、借入金の返済による支出57,000千円によるものであります。

(4) 経営方針・経営戦略等

当第2四半期累計期間において、当社の定めている経営方針・経営戦略等に重要な変更はありません。

(5) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当第2四半期累計期間において、当社が優先的に対処すべき事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更はありません。

(6) 研究開発活動

当社はマンションバリュー及び広告用トレース間取り図サービス等の開発を実施し、当第2四半期累計期間の研究開発費の総額は24,462千円となりました。

3 【経営上の重要な契約等】

当第2四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	9,600,000
計	9,600,000

【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間 末現在発行数(株) (2023年8月31日)	提出日現在 発行数(株) (2023年10月16日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	2,744,000	2,744,000	東京証券取引所 グロース	完全議決権株式であり、権利内容に何ら制限のない当社における標準となる株式であります。単元株式数は100株であります。
計	2,744,000	2,744,000		

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

第11回新株予約権

決議年月日	2023年6月14日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 1 当社従業員 28
新株予約権の数(個)	221
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 22,100 (注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	808 (注)2
新株予約権の行使期間	自 2025年7月1日 至 2033年5月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 808 資本組入額 404
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の決議の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

新株予約権の発行時(2023年6月30日)における内容を記載しております。

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株とする。なお、当社が株式分割(株式無償割当を含む。)または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 当社が株式分割(株式無償割当を含む。)または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

×

分割・併合の比率

また、当社が時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使及び当社普

通株式に転換される証券もしくは転換できる証券の転換による場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{新規発行前の株価(1株当たりの時価)}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

3. 新株予約権の行使の条件は、次のとおりです。

(1) 新株予約権の割り当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役(監査等委員である取締役含む。)、監査役、執行役員、従業員の地位を有していなければならない。ただし、取締役(監査等委員である取締役含む。))及び監査役である新株予約権者が任期満了により退任または定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。

(2) 新株予約権者の相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。ただし、取締役会が認めた場合は、この限りではない。

(3) 各新株予約権の1個未満の行使を行うことはできない。

(4) その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

4. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割契約、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、(注)1に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、

(注)2で定められる行使価額を調整して得られる再編後払込金額に、(注)4に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる額とする。

新株予約権の権利行使期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権の権利行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権の権利行使期間の満了日までとする。

新株予約権の行使の条件

(注)3に準じて決定する。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

新株予約権の取得の条件

イ. 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議。)がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、新株予約権の全部を無償で取得することができる。

ロ. 新株予約権者が権利行使をする前に、(注)3に定める規定により新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議(再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には、「取締役」とする。)による承認を要するものとする。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2023年8月31日	-	2,744,000	-	243,132	-	207,732

(5) 【大株主の状況】

2023年8月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 (自己株式を 除く。)の 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
陣 隆浩	東京都新宿区	1,105,000	41.69
株式会社JINX	東京都新宿区西新宿6-15- 1	555,000	20.94
森山 一郎	東京都品川区	110,000	4.15
株式会社GA technologies	東京都港区六本木3-2-1 住友不動産六本木グランドタワー40階	80,000	3.02
伊藤 修一	東京都武蔵野市	78,000	2.94
アットホームホールディングス 株式会社	東京都大田区西六郷4-34-12	60,000	2.26
大寺 利幸	東京都江東区	40,000	1.51
島田 佳明	東京都中野区	30,000	1.13
JP JPMSE LUX RE UBS AG LONDON BRANCH EQ CO (常任代理人 株式会社三菱UFJ 銀行)	BAHNHOFSTRASSE 45 ZURICH SWITZERLAND 8098 (東京都千代田区丸の内2-7-1)	16,600	0.63
川原 和子	鹿児島県出水市	14,200	0.54
計		2,088,800	78.80

(注)上記のほか、当社所有の自己株式93,500株があります。

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2023年8月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 93,500	-	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。
完全議決権株式(その他)	普通株式 2,649,300	26,493	同上
単元未満株式	普通株式 1,200	-	-
発行済株式総数	2,744,000	-	-
総株主の議決権	-	26,493	-

(注) 「完全議決権株式(自己株式等)」欄は、全て当社保有の自己株式であります。

【自己株式等】

2023年8月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社マーキュリー リアルテックイノベーター	東京都新宿区西新宿 二丁目6番1号	93,500	-	93,500	3.40
計	-	93,500	-	93,500	3.40

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第63号)に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期会計期間(2023年6月1日から2023年8月31日まで)及び第2四半期累計期間(2023年3月1日から2023年8月31日まで)に係る四半期財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

3 四半期連結財務諸表について

当社は、子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

1 【四半期財務諸表】

(1) 【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2023年2月28日)	当第2四半期会計期間 (2023年8月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	479,721	431,829
売掛金	198,154	215,890
原材料及び貯蔵品	17	19
その他	17,240	20,315
貸倒引当金	39	43
流動資産合計	695,095	668,010
固定資産		
有形固定資産	1 15,893	1 17,520
無形固定資産		
ソフトウェア	119,211	142,561
その他	49,603	18,587
無形固定資産合計	168,815	161,148
投資その他の資産	88,694	83,621
固定資産合計	273,402	262,290
資産合計	968,498	930,301

(単位：千円)

	前事業年度 (2023年2月28日)	当第2四半期会計期間 (2023年8月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	75,146	87,945
短期借入金	30,000	-
1年内返済予定の長期借入金	12,000	-
未払法人税等	44,659	15,967
契約負債	1,239	4,580
賞与引当金	18,367	20,333
その他	62,469	70,877
流動負債合計	243,880	199,704
固定負債		
長期借入金	15,000	-
その他	298	-
固定負債合計	15,298	-
負債合計	259,178	199,704
純資産の部		
株主資本		
資本金	243,132	243,132
資本剰余金	207,732	205,005
利益剰余金	347,839	365,337
自己株式	89,383	83,912
株主資本合計	709,319	729,562
新株予約権	-	1,034
純資産合計	709,319	730,597
負債純資産合計	968,498	930,301

(2) 【四半期損益計算書】

【第2四半期累計期間】

(単位：千円)

	前第2四半期累計期間 (自 2022年3月1日 至 2022年8月31日)	当第2四半期累計期間 (自 2023年3月1日 至 2023年8月31日)
売上高	704,691	725,428
売上原価	371,373	435,663
売上総利益	333,317	289,764
販売費及び一般管理費	1. 2 266,783	1. 2 264,788
営業利益	66,534	24,975
営業外収益		
受取利息	2	5
受取和解金	1,950	-
その他	36	1
営業外収益合計	1,989	6
営業外費用		
支払利息	134	92
自己株式取得費用	209	-
その他	16	0
営業外費用合計	360	93
経常利益	68,162	24,888
特別利益		
固定資産売却益	-	11
投資有価証券売却益	-	16,826
特別利益合計	-	16,837
特別損失		
固定資産除却損	-	60
減損損失	-	3 9,993
特別損失合計	-	10,053
税引前四半期純利益	68,162	31,672
法人税等	24,110	14,174
四半期純利益	44,052	17,498

(3) 【四半期キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第2四半期累計期間 (自 2022年3月1日 至 2022年8月31日)	当第2四半期累計期間 (自 2023年3月1日 至 2023年8月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前四半期純利益	68,162	31,672
減価償却費	26,091	40,848
敷金償却費	691	691
株式報酬費用	-	1,034
受取利息及び受取配当金	2	5
減損損失	-	9,993
固定資産売却益	-	11
固定資産除却損	-	60
投資有価証券売却益	-	16,826
支払利息	134	92
売上債権の増減額(は増加)	4,537	17,736
仕入債務の増減額(は減少)	2,421	12,799
契約負債の増減額(は減少)	7,474	3,341
その他	30,556	316
小計	74,111	65,638
利息及び配当金の受取額	2	4
利息の支払額	54	92
法人税等の支払額	46,127	42,364
営業活動によるキャッシュ・フロー	27,932	23,187
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の売却による収入	-	11
無形固定資産の取得による支出	54,910	37,274
投資有価証券の売却による収入	-	21,004
貸付けによる支出	200	-
貸付金の回収による収入	50	49
投資活動によるキャッシュ・フロー	55,060	16,208
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の返済による支出	40,000	30,000
長期借入金の返済による支出	14,600	27,000
自己株式の取得による支出	54,080	-
自己株式の処分による収入	405	2,745
その他	687	616
財務活動によるキャッシュ・フロー	108,963	54,871
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	136,091	47,892
現金及び現金同等物の期首残高	631,377	479,721
現金及び現金同等物の四半期末残高	1 495,286	1 431,829

【注記事項】

(会計方針の変更等)

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を第1四半期会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。これによる、四半期財務諸表への影響はありません。

(四半期財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

(税金費用の計算)

税金費用については、当第2四半期会計期間を含む事業年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

(四半期貸借対照表関係)

1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2023年2月28日)	当第2四半期会計期間 (2023年8月31日)
減価償却累計額	18,147千円	18,919千円

(四半期損益計算書関係)

1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前第2四半期累計期間 (自 2022年3月1日 至 2022年8月31日)	当第2四半期累計期間 (自 2023年3月1日 至 2023年8月31日)
給料手当	90,144千円	87,038千円

2 一般管理費に含まれる研究開発費の総額は次のとおりであります。

	前第2四半期累計期間 (自 2022年3月1日 至 2022年8月31日)	当第2四半期累計期間 (自 2023年3月1日 至 2023年8月31日)
	28,862千円	24,462千円

3 減損損失

前第2四半期累計期間(自 2022年3月1日 至 2022年8月31日)
該当事項はありません。

当第2四半期累計期間(自 2023年3月1日 至 2023年8月31日)
当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

(単位：千円)

場所	用途	種類	減損損失
東京都新宿区	遊休資産	ソフトウェア仮勘定	9,993

当社は、内部管理上採用している事業区分を基礎として事業用資産をグルーピングしており、将来の使用が見込まれない遊休資産は、個々の物件単位でグルーピングを行っております。

プラットフォーム事業における「マンションサマリ」の機能の開発費をソフトウェア仮勘定に計上していましたが、その中の一部機能について、開発計画の変更により、開発再開の時期が決まっていないことから遊休資産とし、当該資産の帳簿価額を回収可能額まで減額し、減損損失として計上しております。

なお、回収可能額は使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローが見込まれないため、零として評価しております。

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前第2四半期累計期間 (自 2022年3月1日 至 2022年8月31日)	当第2四半期累計期間 (自 2023年3月1日 至 2023年8月31日)
現金及び預金	495,286千円	431,829千円
現金及び現金同等物	495,286	431,829

(株主資本等関係)

前第2四半期累計期間(自 2022年3月1日 至 2022年8月31日)

1 配当金支払額

該当事項はありません。

2 基準日が当第2四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3 株主資本の金額の著しい変動

当社は、2022年4月14日開催の取締役会決議に基づき、45,000株の自己株式の取得を行いました。この結果、当第2四半期累計期間において自己株式が54,080千円増加し、新株予約権の行使による自己株式の処分を含めて、当第2四半期会計期間末において自己株式が54,951千円となっております。

当第2四半期累計期間(自 2023年3月1日 至 2023年8月31日)

1 配当金支払額

該当事項はありません。

2 基準日が当第2四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3 株主資本の金額の著しい変動

当社は、当第2四半期累計期間における新株予約権の権利行使による自己株式の処分に伴い、自己株式が5,471千円減少しました。

この結果、当第2四半期会計期間末における自己株式は83,912千円となっております。

(金融商品関係)

当第2四半期会計期間に係る四半期貸借対照表計上額と時価との差額及び前事業年度に係る貸借対照表計上額と時価との差額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は、不動産マーケティングソリューション事業の単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

(収益認識関係)

当社の事業は、不動産マーケティングソリューション事業の単一セグメントであり、主要な財又はサービスの種類別に分解した収益は、以下のとおりであります。

前第2四半期累計期間(自 2022年3月1日 至 2022年8月31日)

(単位：千円)

	財又はサービス			合計
	プラットフォーム事業	デジタルマーケティング事業	その他事業(注)	
一時点で移転される財又はサービス	36,488	7,433	51,234	95,156
一定の期間にわたり移転される財又はサービス	415,698	157,433	36,403	609,534
顧客との契約から生じる収益	452,186	164,866	87,638	704,691
その他の収益	-	-	-	-
外部顧客への売上高	452,186	164,866	87,638	704,691

(注) 「その他事業」にはシステム開発事業及びその他事業を含んでおります。

当第2四半期累計期間(自 2023年3月1日 至 2023年8月31日)

(単位：千円)

	財又はサービス			合計
	プラットフォーム事業	デジタルマーケティング事業	その他事業(注)	
一時点で移転される財又はサービス	25,780	14,054	39,299	79,133
一定の期間にわたり移転される財又はサービス	440,959	185,304	20,031	646,294
顧客との契約から生じる収益	466,739	199,358	59,330	725,428
その他の収益	-	-	-	-
外部顧客への売上高	466,739	199,358	59,330	725,428

(注) 「その他事業」にはシステム開発事業及びその他事業を含んでおります。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第2四半期累計期間 (自2022年3月1日 至2022年8月31日)	当第2四半期累計期間 (自2023年3月1日 至2023年8月31日)
(1) 1株当たり四半期純利益	16円24銭	6円61銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益(千円)	44,052	17,498
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益(千円)	44,052	17,498
普通株式の期中平均株式数(株)	2,712,799	2,648,815
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	15円56銭	6円51銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益調整額(千円)	-	-
普通株式増加数(株)	117,554	37,118
(うち新株予約権(株))	(117,554)	(37,118)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	-	-

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2023年10月16日

株式会社マーキュリーリアルテックイノベーター
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員
公認会計士 山本 秀仁

指定有限責任社員
業務執行社員
公認会計士 葛貫 誠司

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社マーキュリーリアルテックイノベーターの2023年3月1日から2024年2月29日までの第33期事業年度の第2四半期会計期間（2023年6月1日から2023年8月31日まで）及び第2四半期累計期間（2023年3月1日から2023年8月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書、四半期キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社マーキュリーリアルテックイノベーターの2023年8月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき四半期財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の四半期レビュー報告書の原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。